

部会名

地球社会・国際部会⑤

政策提言名 多文化ソーシャルワーカー育成制度

現状と問題点

**外国籍住民が能力を発揮できる社会と、社会に貢献できる若者の育成へ**

### 《多文化ソーシャルワーカーとは》

急速に国際化・多文化化する日本社会では、様々な文化的背景を持つ「外国人」の暮らしへの支援のあり方、方法論、制度への関心が高まっている。現場での取り組み、報告研究の蓄積も進み、社会的現状を専門とする研究施設も生まれ、活発に活動している（東京外国語大学の多言語・多文化教育研究センター）。

これらの研究・活動で最も関心の集まるテーマの一つは、彼らの抱える生活上の問題をどう解決するか、というソーシャルワークに関するもので、これは日本の各地の市民と行政が直面している喫緊の課題であると同時に、今後の日本社会の発展を考える上で避けて通れない問題でもある。このソーシャルワークに関しては、他分野のソーシャルワークと区別するために、多文化ソーシャルワーク、異文化間ソーシャルワーク等と呼ばれる。ここでは前者で統一し、その担い手を多文化ソーシャルワーカーと呼ぶことにする。

その定義は「クライアントとワーカーが異なる文化に属する援助関係において行われるソーシャルワーカー、もしくはクライアントが自分の文化と異なる環境に移住、生活することによって生じる心理的社会的問題に対応するソーシャルワーカー」に従う（石河久美子『異文化間ソーシャルワーク-多文化共生社会を目指す新しい社会福祉実践』川島書店、2003）。

多文化ソーシャルワーク（およびそれに似た役割）は、外国籍住民の多い地域の自治体で制度として実施されている他（例えば長野県の多文化共生くらしのサポーター、多文化共生支援員）、様々な市民団体が活動として行っているが、国としての取り組みが不十分なため、量と質の点でばらつきがある。

### 《多文化ソーシャルワーカー養成の現状》

多文化ソーシャルワークは、その必要が少ないうちは従来のソーシャルワークの延長線上にあるものとして、現場の経験者によって行われてきたが、地域によっては文化的背景を考慮に入れた専門的な取り組みが必要だと認識が大きくなり、多文化ソーシャルワークの発展を目的とした養成プログラムが市民と行政により行われてきた（愛知県神奈川など）。これらの対象はほとんどの場合、既にソーシャルワーカー、相談員、NGO関係者などの現場で働いている人々である。それは、課題の緊急性からも十分に理解できることであるが、今後の日本社会でこの多文化ソーシャルワークが占めるべき役割を考えると、若い世代の働き場所の選択肢の一つとなることを想定した養成プログラム、育成体制の整備も必要である。

また、現在の若者にとっても、このようなソーシャルワークを学び、職業とすることは、単なる「仕事の口」以上の深い意義があると思われる。なぜなら、多文化ソーシャルワークとは他のソーシャルワークと同じく社会を知るための重要な経験であり、また社会を支えるための重要な役割のひとつであると同時に、国際的な視野、感覚をも必要とする、有意義な仕事であるからである。

一方、日本社会にとっても、多文化ソーシャルワークという現場での経験から、行政と生活に関する深い理解と国際的感覚を身につけた若者が育つということは重要な意義を持つ。

具体的内容

- ①対象：外国籍住民の支援に関心と熱意を持つ日本定住者（国籍は問わない）。
- ②多文化ソーシャルワーカーへの道

A) 大学・短期大学・専門学校・養成施設で学ぶ：多文化ソーシャルワークの課程を修了した者。

B) 現場で学ぶ：NGOや行政においてすでに外国籍住民のための活動を2年以上行っている者（日本国籍の者）で短期の研修を修了した者。

C) 社会福祉士：社会福祉士で多文化社会に関する短期の講習を修了した者。

D) 外国人住民：上記のB)の資格を満たす外国人住民で、B)と同じ短期研修の後、日本語のレベルアップや日本社会の理解の向上を目的とした講習を修了した者。

### ③多文化ソーシャルワーカーが学ぶべきこと

#### 1) 多文化関連領域

移民論、難民論、多文化共生社会論、多文化間コミュニケーション論と実習、国際情勢、日本の労働問題入管法、異文化研究など。

#### 2) ソーシャルワーク領域

社会福祉学、援助技術論、相談援助論、公的扶助論、児童福祉論、福祉制度（家庭福祉制度や生活保護）、保健医療サービス、地域福祉、社会福祉、心理学理論と心理的支援、福祉行財政と福祉計画など

#### 3) 実習

多文化ソーシャルワークを実践している現場で3週間の研修を行う。

#### 4) 日本語講習と日本社会論

外国籍の多文化ソーシャルワーカー希望者対象。

④市民による運営：先述のように、この問題に関する現場の取り組みは長きにわたり十分な経験・データの蓄積がある。本政策の運営は、この蓄積に根ざすべきであり、そのためにはこれまで外国籍住民の支援に関わってきた市民が主体的に関われるような仕組みづくりがなされなくてはならない。外国籍住民支援の経験のある市民を結集し、NPO法人多文化ソーシャルワーク協会を設立し、本政策の実施にあたる。

## <関連情報リンク>

多 言 語 ・ 多 文 化 教 育 研 究 セ ン タ ー  
(<http://www.tufts.ac.jp/blog/ts/g/cemmer/index.html>)

## <実施方法、スケジュール>

外国籍の住民の管理方法が法務省（入国管理局）に一元化され、従来のような地域主体のサービス、問題解決がしにくくなるいわゆる「在留カード」法の施行に合わせる。多文化ソーシャルワーカーは、外国人に対する教育、特に日本語教育そのものは扱わない日本語教育に関しては、CCSの政策提案を参照のこと。

期待される効果等

- 1) 日本の社会の安定と経済力・労働力の維持
- 2) 高齢化社会を支える若年人口の活性化
- 3) 多様で寛容、人びとが安心して暮らせる社会の基盤作り。
- 4) 外国籍住民のもつ能力が活用される環境づくり

必要な予算額・条件等(単位：百万円) = 1, 5 7 8

多文化ソーシャルワーカーという制度を作ること、制度を機能させること、各教育機関が必要に応じて課程を設置できるよう環境を整えること、多文化ソーシャルワーカーが活躍するための道筋作りなど、すべきことは多いが、実際の運営（教育、研修、認定は民間で行うため、基本的にはほとんど予算を必要とはしない。

### ＜既存の政府の施策・予算との関係性（活用・組み換えも含む）＞

多文化ソーシャルワーカーが公務員として勤務する場合、出入国管理及び難民認定法（「入管法」）第62条に第2項に基づく通報義務が問題となる。これについては、法務省管総第1671号（平成15年11月17日）「出入国管理及び難民認定法第62条第2項に基づく通報義務の解釈について（通知）」において記された「入管法第62条第2項に基づき、国又は地方公共団体の職員には、その職務を遂行するに当たって、退去強制事由に該当する外国人を知ったときは、通報義務が課せられている。しかし、その通報義務を履行すると当該行政機関に課せられている行政目的が達成できないような例外的な場合には、当該行政機関において通報義務により守られるべき利益と各官署の職務の遂行という公益を比較衡量して、通報するかどうかを個別に判断することも可能である」とする解釈が既に存在する。

政策提言の責任者[所属団体・役職・氏名]  
BURMA CONCERN 共同代表 熊切拓

[メールアドレス] [takukuma@t3.rim.or.jp](mailto:takukuma@t3.rim.or.jp)  
[電話番号] 080-3207-7239